

■ 西側園路について

1. 現地状況

西側園路の計画経路について現地状況を確認した。

○ 【A~B 区間】

- ・ 既設園路からの接続
- ・ 十分な幅員がある (約 2.5~4.2m)

× 【B~C 区間】

- ・ 幅員が狭く池淵が急勾配
- ・ 山側もやや急勾配で高木などもあり、拡幅の余裕はない

○ 【C~D 区間】

十分な幅員がある (約 3.5m 以上)

○ 【D~E 区間】

- ・ 園路が概成している
- ・ 水際ではないが、やや狭く (w=1.6m) 急勾配の区間がある

【D~F 区間】

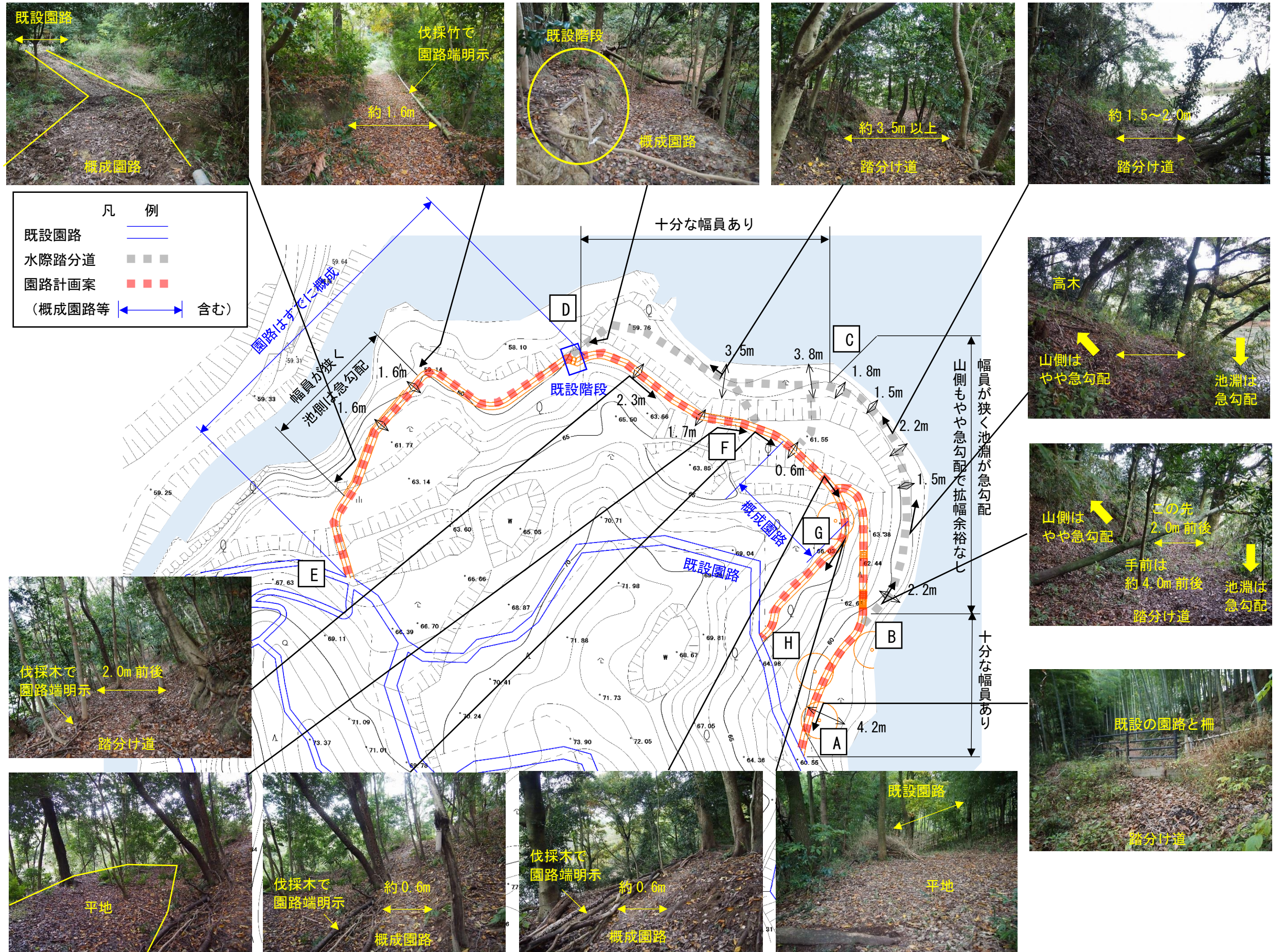
- ・ 広くはないが幅員の確保は可能 (2.0m 前後)
- ・ 法肩付近は伐採木で園路端を明示している

【F~G 区間】

- ・ 幅員が狭い (約 0.6m) が園路が概成している。
- ・ 法肩付近は伐採木で園路端を明示している。

【G~H 区間】

- ・ 狭いが平地が広がっている
- ・ 既設園路に接続可能である



2. 園路設計

2.1 整備方針と計画案

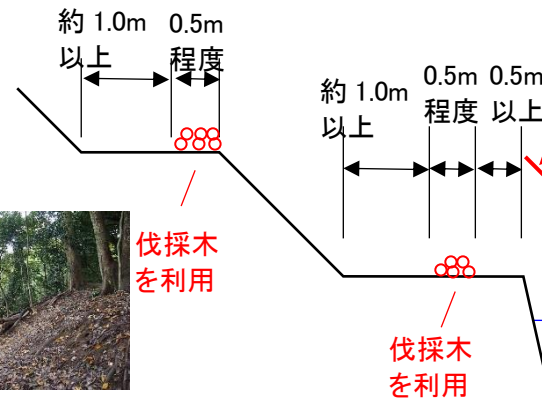
◆整備方針

- ・水際部は、利用者の水面への転落を防止、抑止するとともに、景観にも配慮する
- ・園路の幅員は、原則 1.0m 以上とする
- ・水際部は、転倒等による転落などの抑止にも配慮し、路肩までの 1.0m 程度の余裕を確保する。

◆計画案

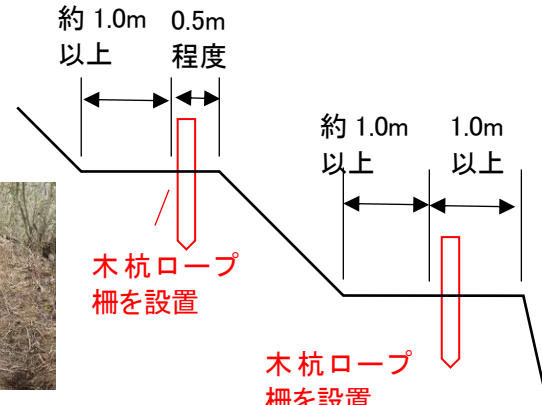
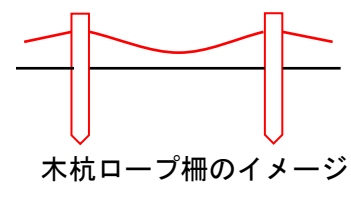
【1案：伐採木を利用する】

- ・転落を抑止するため、法肩部から 0.5m 程度離し 0.5m 程度の幅で伐採木を横倒しにして置いておく
 - ・ただし、水際部の一部の狭い区間では十分な幅員がとれないため、危険である
- 伐採木利用のイメージ



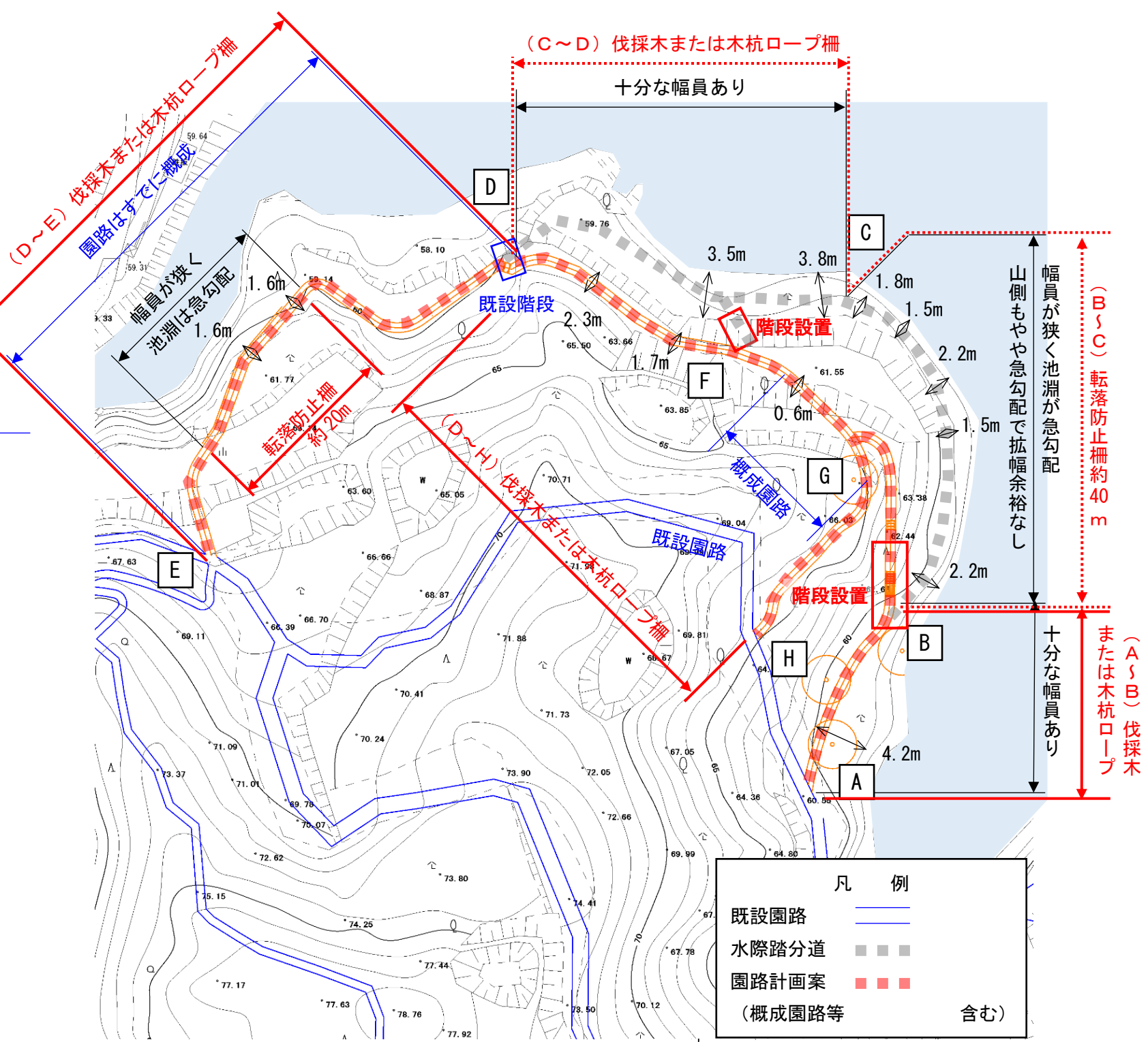
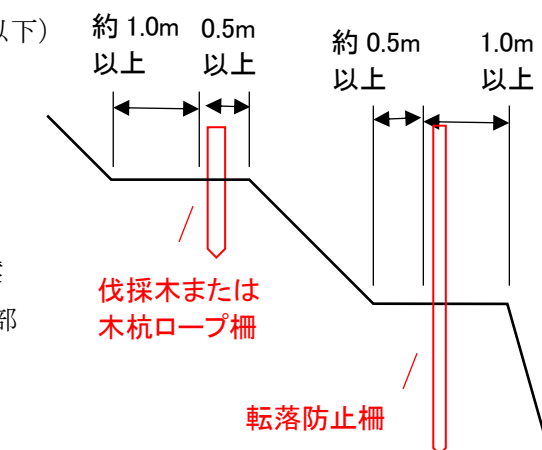
【2案：木杭のロープ柵を設置する】

- ・転落を抑止するため、法肩部から 1.0m 程度の範囲で木杭ロープ柵を設置する



【3案：水際部の幅員が狭い区間には転落防止柵を設置する】

- ・池側の幅員が狭い B~C 区間 (2.0m 以下) には、転落防止柵を設置する。
- ・ただし、一部に狭い区間が含まれる水際踏分道 (B~C~D 区間) を利用せず一段上の道 (D~F~G~H 区間、B~G 区間 (一部階段)) の園路計画案のみとする場合には、D~E 区間の一部の約 20m にのみ設置する。



凡 例	
既設園路	— (Blue line)
水際踏分道	— (Grey line)
園路計画案	— (Red dashed line)
(概成園路等)	— (Red solid line)
含む)	

園内にある転落防止柵

